

令和8年度
あいりん日雇労働者等自立支援事業
業務委託 募集要項

令和7年12月

大阪市

事務局	：	大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（ホームレス自立支援グループ）
所在地	：	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階北側
電 話	：	06-6208-7924
F A X	：	06-6202-0990
E-Mail	：	fa0116@city.osaka.lg.jp

第1章 募集内容

1 事業名称

あいりん日雇労働者等自立支援事業

2 募集目的

あいりん地域においては、経済構造の変動に伴い、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者等が依然として存在していることから、緊急一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策に繋げることにより自立促進を図ることを目的として、運営主体を公募型企画プロポーザルにより募集する。

※ 本事業は大阪市（委託元）からの委託事業として実施するため、自主事業（受注者が自ら実施する事業）に対する補助・助成事業ではない。

3 事業概要

あいりん日雇労働者等自立支援事業においては、概ね次の事業を行う。

（1）相談支援業務

あいりん地域の日雇労働者等に対し、自立に結びつけるためにアセスメント機能を設けた相談支援を実施するとともに、各個人ごとの自立支援プランの作成、各業務間の情報の共有化、ケース検討会の実施など、より各個人の状況に応じた支援を行う。

また、あいりんシェルターの利用が真に必要であるかについて、十分な検討を行い、新規利用者を含む、利用者全員に対し月2回の面談を実施することで、早期の自立を促す。

（2）居場所支援業務

野宿を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供する。

（3）高齢日雇労働者社会的就労支援業務

55歳以上のあいりん地域の高齢日雇労働者に対し、就労意欲の低下の防止、孤立の防止を図るとともに、自立に向けた支援を行うため、あいりん地域内及びその周辺、地域外それぞれの環境美化に関する作業を行う。なお、地域内及びその周辺の作業に関しては、地域社会に貢献できる作業とする。

（4）越年時支援業務

あいりん地域に居住する単身日雇労働者であって、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい者に対し、宿泊場所を提供するとともに食品・日用品等を支給する。

4 支援対象者

野宿生活を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者等とする。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 事業規模（契約上限額）

令和8年度委託予定額…480,382千円（消費税を含む）

【内訳】

・相談支援…32,774千円

・居場所支援…98,289千円

うち備品修繕費 12,100千円…①

シェルター利用者カード関連経費 615千円…②

感染症の予防・抑制にかかる衛生用品の購入経費 1,160千円…③

・高齢日雇労働者社会的就労支援…340,137千円

うち作業員・指導員にかかる賃金及び社会保険料 314,781千円…④

・越年時支援…9,182千円

うち朝昼夕食代 2,164千円…⑤

簡易宿所等利用料 535千円…⑥

診療所運営関連経費（診療所開設許可、医師・看護師報酬） 611千円…⑦

※上記①～⑦については精算対象経費とし、①～⑦に記載の金額と同額にすること。

※精算対象経費（戻入・追給）については、別紙仕様書を必ず確認すること。

※経費の内訳については、業者決定後に本市との協議により決定する。

※令和8年度の契約金額等については、予算編成の過程において規模の変更や実施をしない場合がある。

※また、業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、委託団体のメンバーによる会合等の飲食費や定期会報の発行のような、当該事業と直接関わりのない経費について本市は負担しない。

※契約金額について、受注予定者が提出する事業計画書の業務に必要な経費が「6 事業規模（契約上限額）」に記載のある、契約上限額を下回る場合は、その金額で契約する。

※契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

7 過去の決算額、予算額及び実績

令和6年度決算額…494,685千円

【実績】

・相談支援（相談延件数）…11,459件

・居場所支援（あいりんシェルタースタッフ利用者）…1日平均116人

・高齢日雇労働者社会的就労支援（年間雇用人数）…30,562人（うち指導員4,178人）

・越年時支援（入所決定者）…164人

令和7年度委託額…479,989千円

8 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪市は、契約金額以外の費用を負担しない。

9 施設の概要（実施場所）

業務は次の施設で実施する。

施設の名称	あいりんシェルター
所在地	大阪市西成区萩之茶屋 1-9
開設年月日	(宿泊棟) 平成 27 年 12 月 29 日 (管理・居場所棟) 平成 28 年 5 月 1 日
敷地面積	1,774 m ²
延床面積	2,283 m ²
建物の構造	軽量鉄骨造
定員	(宿泊棟) 532 人

※施設運営にかかる光熱費は事業者が負担する。（水道料金は大阪市が負担）

※大阪市の承諾により、団体の事務所等、その他の施設を実施場所として追加することは可。

10 施設の管理運営方針

ア 供用時間

(宿泊棟) 午後 5 時 30 分から翌午前 8 時 30 分まで（年中無休）

(管理・居場所棟) 午前 9 時から午後 5 時まで（年中無休）

※自然災害の発生等、やむを得ない場合はこの限りではない。

※本市と受注者において協議を行い、変更する場合がある。

イ 入所者にかかる使用料・利用料金は無料とする

第2章 応募資格について

- 1 法人、その他の団体、又は複数の法人等が共同する連合体であること（以下「法人等」という。）。個人での申請はできない。
- 2 応募者が連合体を結成して申請する場合は、以下（1）～（7）の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - (1) 各応募は、連合体の代表となる代表者を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
 - (2) 応募申請以後、代表者及び連合体を構成する構成員の変更は認めない。
 - (3) 構成員すべてが次の3から7に記載の基準を満たしていること。
 - (4) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (5) 応募申請時に協定書の写し（様式自由）を併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (6) 単独で応募した応募者は、連合体の構成員となることはできない。
 - (7) 構成員は、複数の連合体の構成員となることはできない。
- 3 法人格を有すること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者
- 5 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- 6 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、連続して1年以上の営業実績を有し、且つ、納税義務者にあっては、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- 7 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

第3章 応募に関する一般事項

1 委託料の支払い

受注者の請求に基づき、四半期ごとの概算払いとする。(年4回)

2 業務の再委託

あいりん日雇労働者等自立支援事業契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 仕様書「4 事業内容 (1) ~ (4)」に定めること

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

3 受注者として果たすべき責任

(1) 個人情報の取り扱い

業務の遂行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

なお、プライバシーマーク又はISMS認定を取得している場合は参考資料として提出すること。

(2) 情報公開への対応

本業務に関わって作成された文書は、情報公開請求の対象となる。本業務に関わって作成された文書のうち、本市が保有していない文書については、本市は受注者に当該文書を提出する

よう求めることができ、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 法令等の遵守

事業実施にあたっては、受注者自らの責任において、地方自治法、社会福祉法、厚生労働省等の国の関係法令・通知等、及び本市の定める関係規定等を遵守すること。

(4) 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所については、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置する必要がある。

(5) 研修の実施

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

4 精算書・事業報告書の提出及び精算

本市が業務委託料につき概算払いを行った場合は、本市会計規則第 52 条に基づき、受注者は事業終了日から起算して 20 日以内（起算日及び日・祝日を含む）に、本市指定様式により「精算書」を提出し、さらに当該精算により余剰又は不足が生じている場合には、精算書の提出日から起算して 20 日以内（起算日及び日・祝日を含む）に、本市指定方法により戻入又は追給すること。

戻入又は追給する経費については、仕様書「(6) 精算対象経費」に定めるもののほか、業者決定後に本市との協議により決定する。

第4章 選定

1 選定方針

受注者の選定にあたっては選定会議を開催し、同会議委員が審査基準に基づいて評価し、本市がこの評価を踏まえ、総合的に判断する。

2 公募スケジュール（予定）

○公示期間（応募受付）

令和7年12月12日（金）～令和8年1月22日（木）

○質問受付期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）

○質問回答（福祉局ホームページにおいて公開）

令和8年1月16日（金）

○プレゼンテーション・選定会議（事業者選定に関する意見聴取）

令和8年2月16日（月）14時～16時を予定（大阪市役所 地下1階 第8共通会議室）

○審査結果の通知

令和8年2月27日（金）

○契約締結

令和8年4月1日（水）

3 審査基準・配点

（1）事業計画 50点

- ・本市が示す募集要項、仕様書にある本事業の趣旨、目的が十分に意識されているか。
- ・専門性や特性、実績、経験からの強みを生かした提案内容となっているか。
- ・独自性がある提案内容となっているか。
- ・的確な現状分析に基づき、利用者の自立支援のニーズ（就労、医療、生活保護等）を把握しているか。
- ・利用者の自立支援のニーズ（就労、医療、生活保護等）に基づき課題を設定しているか。
- ・到達目標は、課題設定に基づき明確に、具体的に設定されているか。
- ・到達目標の実現に向けて、段階的に具体的なプロセスが描けているか。

（2）実行力 50点

- ・過去に類似した事業を実施してきた実績があるか。
- ・事業を円滑に遂行するための組織体制（組織の長の配置、各部門の長の設定、他の関係機関との連携等）、運営基盤（財政基盤の安定性）があるか。
- ・事業を円滑に遂行するための関係機関（実施機関、他の支援機関、企業等）とのネットワークを有している、あるいは構築できるか。
- ・効率的・効果的な方法、年間の計画で立案されているか。
- ・効率的で実行可能な予算（人件費、物件費）で立案されているか。

ア （1）～（2）の選定基準に基づき、合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。

ただし、評価点が60点に満たない場合は失格となる。

イ 合計点数の最も高い提案者が2社以上（同点）の場合

- (ア) 「審査基準・配点」の「事業を円滑に遂行するための組織体制、運営基盤があるか。」の評価点が最も高い提案者を委託候補者として選定する。
- (イ) 上記(ア)における評価点も同点の場合は、「本市が示す募集要項、仕様書にある本事業の趣旨、目的が十分に意識されているか。」の評価点が最も高い提案者を委託候補者として選定する。
- (ウ) 上記(イ)における評価点も同点の場合は、くじ引きにより決定する。

4 失格事由

次に掲げる項目に該当した場合は失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為を行うこと。

5 各書類提出期限

応募申請について

- 受付期間 令和7年12月12日（金）～令和8年1月22日（木）
午前9時から午後5時30分まで（ただし正午から午後1時の間を除く）
- 提出場所 大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（ホームレス自立支援グループ）
大阪市役所本庁舎2階北側
- 提出方法 上記の提出場所に持参すること。郵送などその他の方法による提出は受け付けない。

6 質問について

(1) 受付

募集要項の内容について質問がある場合は、「質問票」（様式1）を令和7年12月12日（金）から令和8年1月9日（金）17:30分までの間に、事務局あてにE-mail（件名欄に「あいりん日雇労働者等自立支援事業 質問票」と記入のこと）で送付すること。

上記受付期間終了後の質問、及びE-mail以外の方法による質問は一切受け付けない。E-mail送信後に確認のため、必ず申込先まで電話をすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年1月16日（金）に福祉局ホームページにおいて公開する。なお回答については、募集要項等の追加又は修正事項とみなす。

7 選定会議について

選定会議は以下のとおり開催する予定。

選定会議：令和8年2月16日（月）

※応募申請を行った団体によるプレゼンテーション及び選定会議委員によるヒアリングを実施。

※応募申請を行った団体に対し、後日詳細を通知する。

8 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

9 選定後について

(1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募者に書面にて通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページにおいて公表する。

(2) 選定された事業者（委託予定法人）との契約

大阪市は、事業者選定後、受注予定法人と契約の細目を協議し、令和8年度予算案が市会で議決された後、所定の手続きを経て委託契約を締結する。なお、選定後の辞退は原則として認めない。また、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。